

## 鮫川村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

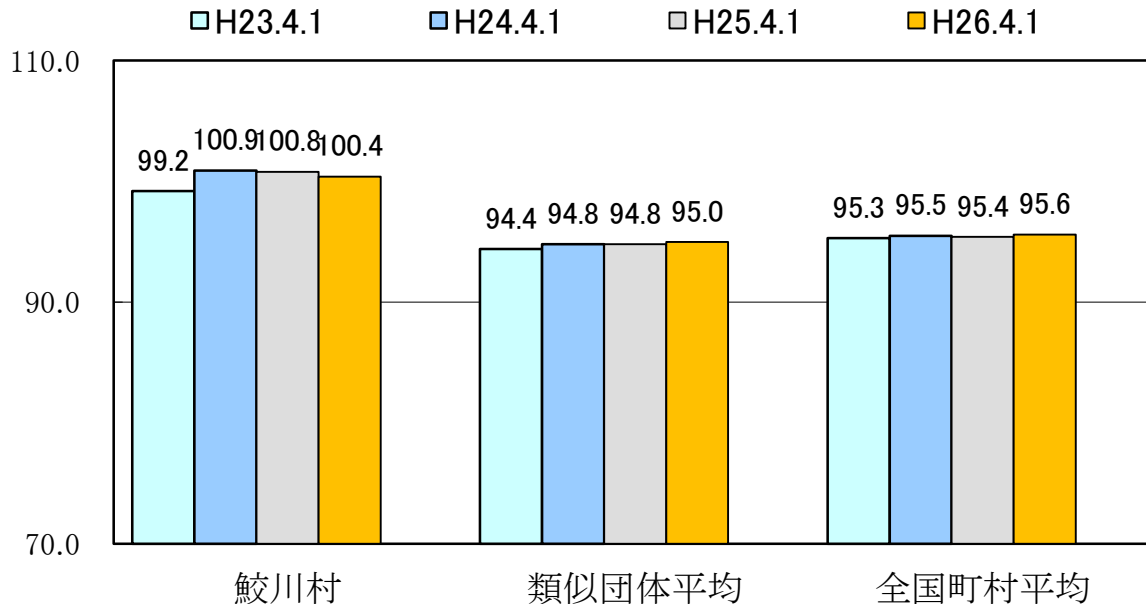
区 分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25 年度	3,810	3,782,992 千円	66,845 千円	591,016 千円	15.6%	15.0%

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体の 一人当りの給与費
		給 料	職員手当	うち期末・勤勉手当	計 B		
25 年度	67 人	254,219 千円	136,806 千円	96,284 千円	391,025 千円	5,836 千円	5,382 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用い、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場である。

#### ラスパイレス指数の理由

ラスパイレス指数が3年前に比べ1ポイント以上上昇している理由としては、本村は職員が少なく、職員分布の変動が顕著なため数値に影響するため

#### (4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載なし

**(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について**

【概要】  
 国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [ **実施** 未実施 ]

実施内容(平均引下率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)

(給与表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職給料表については、県人事委員会勧告に準拠した見直しを行い、平均1%引下げ。高齢層を中心に最大3%程度引き下げ、若年層は引き上げた。激変緩和のため5年間(平成32年3月31日までの経過措置(現給保障)を実施

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について県の見直しを踏まえて実施。(平成27年4月1日)

**(6) 特記事項**

なし

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

**(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)**

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鮫川村	44.0 歳	338,900 円	385,900 円	365,991 円
県	42.9 歳	336,500 円	420,082 円	366,625 円
国	43.5 歳	335,000 円	- 円	408,472 円
類似団体	41.6 歳	303,591 円	344,539 円	332,748 円

(注) 1 「平均給与月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたも)で算出している。

**(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)**

区分		鮫川村	県	国
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	172,200 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	293,100 円	352,400 円	該当者なし 円
	高 校 卒	244,700 円	276,900 円	321,000 円

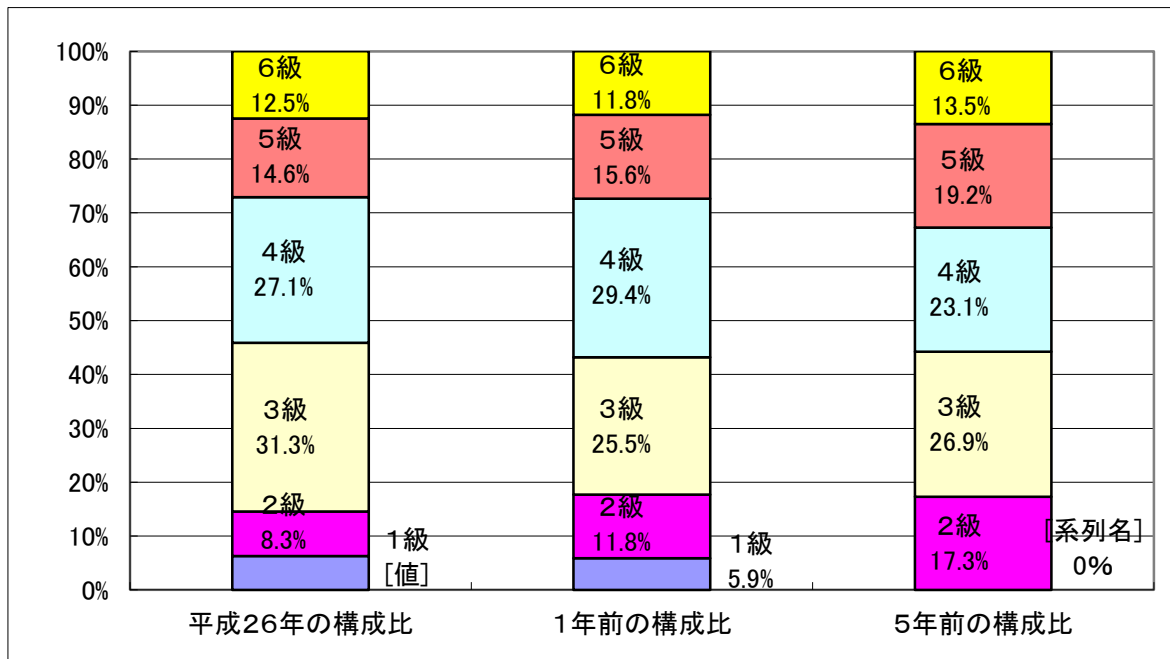
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	3 人	6.3 %	137,900 円	247,900 円
2 級	主任主事	4 人	8.3 %	188,900 円	313,700 円
3 級	特に高度な知識経験を必要とする係員、係長	15 人	31.3 %	226,700 円	361,500 円
4 級	特に高度な知識経験を必要とする係長、課長補佐	13 人	27.1 %	266,400 円	396,000 円
5 級	特に高度な知識経験を必要とする課長補佐、課長	7 人	14.6 %	294,300 円	410,900 円
6 級	高度な知識経験を必要とする課長	6 人	12.5 %	326,200 円	438,400 円

(注)1 村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の給与に関する条例第5条第3項及び初任給、昇給及び昇給等の基準に関する規則第29条の規定に基づき、監督地位にある者の証明を得て、毎年1月1日の昇給にあわせて全職員に対し実施。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

鮫川村		県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,427 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,639 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 ( 1.4 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 ( 1.4 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### (2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

鮫川村			県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.30 月分	28.7875 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	
1人当たり平均支給額	24,960 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当(平成26年4月1日現在) 支給なし

##### (4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在) 支給なし

##### (5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	11,502 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	209 千円
支給実績(24年度決算)	11,127 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	222 千円

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給単価) 配偶者13,000円 その他6,500円 特定期間の加算5,000円	同		9,572 千円	265,888 円
住居手当	借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に支給 (支給単価) 上限27,000円	異	月額12,000円を超える家賃	189 千円	189,000 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員 (支給単価) 交通機関利用:1箇月の運賃相当額 自動車等利用:通勤距離に応じた額 上限58,000円	同		3,591 千円	60,869 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 (支給単価)23,000円 距離に応じた加算額2,400円～47,700円	同		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給単価) 職に応じた額(定額)	同		6,833 千円	401,950 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給単価) 勤務1回につき5,500円	異		1,391 千円	5,500 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に対して支給 (支給単価) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等区分等に応じた額	同		4,748 千円	68,824 円

## 5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分	給料	月額	
		最高額	最低額
給料 報酬	村長	528,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 820,000円 / 458,500円
	副村長	481,000円	647,000円 / 421,500円
	教育長	455,000円	-円 / -円
	議長	234,000円	310,000円 / 171,100円
	副議長	176,000円	251,000円 / 119,000円
	備考		
期末手当	村長 副村長 教育長	(25年度支給割合) 3.07	月分
	議長 副議長	(25年度支給割合) 3.3	月分
退職手当	村長	(算定方式) 給料月額×48月×48/100	(1期の手当額) 12,165,120円
	副村長	給料月額×48月×29/100	6,695,520円
	教育長	給料月額×48月×20/100	4,368,000円
	備考		(支給時期) 任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

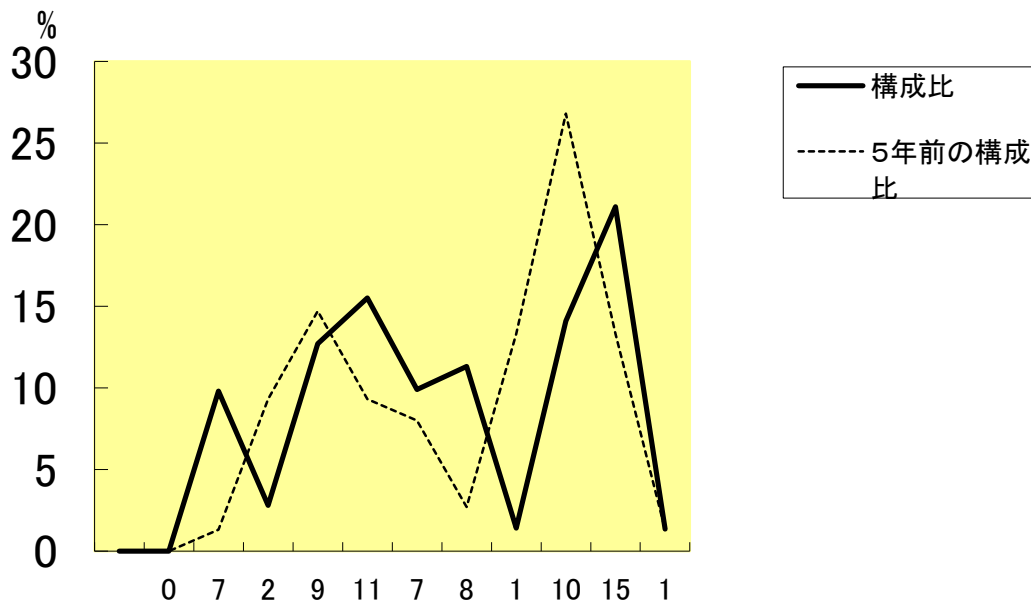
### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	事務の統廃合、欠員不補充による職員減 健康管理業務の充実による職員配置 事務の統廃合による職員減
		総務	15	15	0	
		税務	3	3	0	
		民生	18	15	△3	
		衛生	5	6	1	
		農林水産	11	10	△1	
商工		1	1	0		
土木	4	4	0			
	計	58	55	△3	<参考> (類似団体の人口1万人当たりの職員数172.33)	
	教育部門	11	11	0		
	消防部門					
	小計	69	66	△3	<参考> (類似団体の人口1万人当たりの職員数 207.11人)	
公営会 企業部 等門	病院	1	1	0		
	水道	1	1	0		
	その他	3	3	0		
	小計	5	5	0		
合計		74 [ 84 ]	71 [ 84 ]	△3 [ 0 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 教育部門には、教育長を含みます。  
 3 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	7人	2人	9人	11人	7人	8人	1人	10人	15人	1人	71人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	54	56	58	58	58	55	1	1.8%
教育	14	13	11	12	11	11	△3	△21.4%
消防	0	0	0	0	0	0	0	
普通会計計	68	69	69	70	69	66	△2	△2.9%
公営企業等会計計	7	6	6	5	5	5	△2	△28.6%
総合計	75	75	75	75	74	71	△4	△5.3%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

職員数は教育長を含む

7 技能労務職員等の給与等の取組方針策定状況

退職者不補充により、技能労務職は現在2名、平成25年度では2名、平成29年度以降は0名となる。